

議案第 36 号

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 46 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

職員の特種勤務手当のうち防疫等作業手当について、国の取り扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講ずるため、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4千円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のおいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、令和2年2月28日から適用する。